

**中津市耶馬溪町の一部地域で発生した斜面崩壊により被災されたお客様
および避難勧告発令に伴う電話料金等の取り扱いについて**

このたびの中津市耶馬溪町における斜面崩壊により被災された皆様に対し心よりお見舞い申し上げます。

NTT西日本 大分支店(支店長:江原 和裕)は、被災および避難されたお客様の電話料金等の取り扱いを次のとおりとします。

1. 電話サービスの基本料金等^{※1}の取り扱い

このたびの斜面崩壊による避難勧告により、電話が使用できなかったお客様^{※2}および建物損壊等で電話が使用できなかったお客様^{※3}につきまして、その期間の基本料金等を無料といたします。

※1 回線使用料、屋内配線使用料、機器使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料

※2 災害対策基本法に基づく「避難指示」「避難勧告」が発令された地域に設置している加入電話等のお客様で、解除までに24時間を越えたお客様

※3 電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したお客様。

なお、「避難指示」「避難勧告」が発令された地域以外のお客様で、災害救助法の適用地域に設置している加入電話等のお客様についても、申出により同様の取り扱いとさせていただきます

2. 電話サービス以外の電気通信サービスの取り扱い

フレッツ光等の電話サービス以外の電気通信サービスの料金についても、電話サービスに準じた取り扱いとします。

3. 電話料金の支払期限の延長

お客様の電話料金(災害救助法の適用期間中に支払期限をむかえる請求書)をコンビニエンスストア、金融機関の窓口等においてお支払いいただいているお客様のうち、特にお申し出のあった場合については、支払期限を請求書記載の日付より1ヶ月間延長します。

(注)口座振替又はクレジットカードによるお支払いのお客様については、自動的に口座引き落としとなり、支払行為が不要であることから対象外とさせていただきます。

4. 移転工事費の取り扱い

被災による避難で仮住居への移転工事等が生じた場合の工事料金を無料とします。

(注)元の居住地へ戻る等の再度の移転工事料金は別途必要となります。

5. 本件に関するお問い合わせ先

局番なしの「116」

＜受付時間:午前9時～午後5時(年末年始12/29～1/3を除きます)＞

携帯電話・PHSからは0800-2000-116

(NTT西日本エリア以外からはご利用になれません)

(注)電話の故障、垂れ下がっている電話線等に関するご申告は局番なしの「113」へお願いします。